

自 令和 8年 3月 5日

至 令和 8年 3月 19日

第2回 和木町議会定例会

令和 8 年第 2 回（3 月）定例会
令和 8 年第 2 回和木町議会定例会
（令和 8 年 3 月 5 日）

○ 議事日程 別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 3 号
 例月現金出納検査の結果について
2. 議案第 2 号
 令和 7 年度和木町一般会計補正予算（第 9 号）
3. 議案第 3 号
 令和 7 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
4. 議案第 4 号
 令和 7 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
5. 議案第 5 号
 令和 7 年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 号）
6. 議案第 6 号
 令和 7 年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
7. 議案第 7 号
 令和 7 年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
8. 議案第 8 号
 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例
9. 議案第 9 号
 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例
10. 議案第 10 号
 和木町消防団条例の一部を改正する条例
11. 議案第 11 号
 令和 8 年度和木町一般会計予算
12. 議案第 12 号
 令和 8 年度和木町国民健康保険特別会計予算

- 1 3. 議案第 1 3 号
令和 8 年度和木町介護保険特別会計予算
- 1 4. 議案第 1 4 号
令和 8 年度和木町後期高齢者医療特別会計予算
- 1 5. 議案第 1 5 号
令和 8 年度和木町簡易水道事業会計予算
- 1 6. 議案第 1 6 号
令和 8 年度和木町公共下水道事業会計予算
- 1 7. 議案第 1 7 号
和木町第 6 次総合計画基本構想の策定について
- 1 8. 陳情第 1 号
町政運営における町長の発言に関する陳情

○出席議員（10名）

1番	三分一 淳	
2番	明本光 弘	
3番	津島宏 保	
5番	嘉屋富 公	
6番	上田丈 二	
7番	中村充 子	
8番	灰岡裕 美	
9番	小林秀 嘉	
10番	森脇明 美	副議長
11番	兼本信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	坂本啓三	
副町長	山下純二	
企画総務課長	松井敏浩	
税務課長	池田剛	
住民サービス課長	上村克司	
都市建設課長	片山博和	
保健福祉課長	渡邊真奈美	
教育長	重岡良典	教育委員会
事務局長	鳥枝靖	〃

○会議に従事した職員

事務局長	田尾 恵
書記	中島芽生子

令和8年第2回(3月)定例会

- 議 長 和木町広報係及び中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可
願い出ておりますので、これを許可いたします。
また携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるよう、
よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいまから、令和8年第2回和木町議会定例会を開会いた
します。
- 議 長 これより本日の会議を開きます。
- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定に
より9番議員 小林秀嘉議員、10番議員 森脇明美議員を指
名します。
- 議 長 日程第2 諸般の報告を行います。
先の定例会以降、2月12日 山口市で山口県町議会議長会
定例会が開催され私が出席しました。
また、同日、山口市で開催された町議会議員研修会に全議員
が出席しました。
その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布して
おりますので、ご了承願います。
- 議 長 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催され
ましたので、その結果を委員長から報告願います。
議会運営委員会委員長 津島宏保議員。
- 議 長 津島議員。
- 津島議員 議会運営委員会から報告いたします。
町長より、本日3月5日に議会が招集されたことに伴い、
2月27日議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について

次の通り申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております議案は、報告1件、議案16件、陳情1件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告第3号、議案第2号から議案第17号の議案説明と質疑を行い、9日は一般質問、11日は総務文教常任委員会、12日は民生建設常任委員会、16日、17日は予算特別委員会と議会改革特別委員会を行い、最終日は3月19日で、討論、採決を行うこととします。

よって、本定例会の会期を、本日、3月5日から3月19日までの15日間とし、日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 津島宏保

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。
おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月19日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間とすることに決定いたしました。

議 長

日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。坂本町長。

坂本町長

みなさん、おはようございます。
町政運営につきましては、日頃より温かいご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

それでは、ただ今より9件の行政報告を申し上げます。

1件目は、2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査並びに山口県知事選挙の結果についてでございます。

まず、衆議院議員総選挙の結果につきましては、当日の有権者数は4,566人、小選挙区及び比例代表の投票者数は2,589人、投票率は56.70%であり、前回に比べ1.76ポイントの増加でございました。

投票者数2,589人のうち、11日間の期日前投票を利用された方は1,634人、利用率は63.11%であり、不在者投票は21人でございました。

また、最高裁判所裁判官国民審査の投票者数は2,427人で、投票率は53.15%でございました。

得票数については、小選挙区では、届出順に、平岡秀夫候補973票、岸のぶちよ候補1,542票で、山口第2区においては、岸のぶちよ候補が当選されました。

比例代表選挙では、届出順に、

中道改革連合	449票
社会民主党	24票
れいわ新選組	89票
日本保守党	54票
参政党	256票
国民民主党	240票
自由民主党	1,154票
日本維新の会	160票
日本共産党	85票
減税日本・ゆうこく連合	30票

でございました。

続いて、山口県知事選挙の結果でございます。

当日の有権者数は4,523人、投票者数は2,585人、投票率は57.15%であり、前回の山口県知事選挙に比べ22.44ポイントの増加でございました。

投票者数2,585人のうち、16日間の期日前投票を利用された方は1,639人、不在者投票による投票者数は17人でございました。

得票数については、届出順に、

村岡 つぐまさ	候補	1,594票
有近 まちこ	候補	808票
大久保 雅子	候補	156票

となり、村岡つぐまさ 候補が当選されました。

2件目は、和木町未来共創アドバイザーの委嘱及び最高A I 責任者（CAIO）の設置についてでございます。

DXを通じて、持続可能なまちづくりを推進するため、和木町未来共創アドバイザーを設置することとし、陳内裕樹（じんない ひろき）氏、小出泰久（こいで やすひさ）氏のお二人にアドバイザーを委嘱いたしました。委嘱は令和8年1月1日付けとし、同月26日に委嘱状交付式を行いました。

まず、陳内氏は内閣府クールジャパン・プロデューサーや東京都立大学の客員教授等を務めておられ、総務省DXアドバイザーをはじめ、90以上の自治体のアドバイザーとして活躍をされております。和木町が抱える課題について、行政のデジタル変革や業務の効率化、住民サービス向上を目的としたデジタル技術の活用に関する支援や助言を行っていただきます。

一方、小出氏は大阪教育大学や愛知教育大学の客員教授等を務めておられ、学校等で導入されているICT機器の効果的な活用方法など、教育DXを促進するための具体的な取組について支援や提言を行っていただきます。

委嘱状交付式の後には、陳内氏による幹部職員向けの研修が行われ、AIがもたらす業務変革や導入効果など、人口減少に

よる問題を乗り越えるためにはDXが必要不可欠であるという内容をご講義いただきました。今後、お二人にご協力をいただきながら、本町のDXを推進してまいります。

また、DXの推進にあたり、今後はAIの活用が必要不可欠になることを見据え、AI分野に係る事項を所掌するため、最高AI責任者(CAIO)に副町長を、CAIOを補佐するための最高AI責任者補佐官(CAIO補佐官)に和木町未来共創アドバイザーを充てることとしました。CAIO補佐官には、AIの利活用やリスク管理等について、CAIOに対しての支援や助言等を行っていただき、DXの推進におけるAI利活用を検討していきたいと考えております。

3件目は、和木町地域おこし協力隊についてでございます。

インドネシア出身のAngeline Christiani Chiba(アンジェリン クリスチアニ チバ)さんが、令和8年1月1日に4代目和木町地域おこし協力隊として着任しました。任期は最長3年間で、配属は企画総務課となります。アンジェリン隊員には教育との協働について取り組んでいただくとともに、地域コミュニティの温かさ、本町の魅力・価値などについて、SNSを通じて日本国内だけでなく、世界にも広く発信していただきたいと思っております。

4件目は、和木町生活応援商品券事業についてでございます。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今年度実施しました和木町生活応援商品券事業について、実績を報告いたします。

本事業は、令和7年4月1日時点で和木町住民基本台帳に記録されている方を対象に、1人につき3,000円分の商品券を配布したものでございます。和木町共通商品券の取扱店にて、令和7年12月31日まで使用できるものいたしました。

対象者5,699人に対し、配布済が5,651人、配布率にして99.2%、また、商品券の使用枚数は32,923枚、金額にして16,461,500円、使用率にして96.3%となりました。

広報わきや町ホームページ、LINEを利用して周知を図る

ことで、町民の皆さまに広くご利用いただき、生活の一助になったものと考えます。また、利用先についても、小売業、飲食業、サービス業など、幅広く利用いただいております。地域経済の活性化にも貢献できたものと考えております。

5件目は、物価高対応子育て応援手当の支給についてでございます。

昨年末の閣議決定により、物価高の影響を受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、高校生年代以下の子ども一人につき、一律2万円を支給することが決定されました。

原則として、申請不要のプッシュ方式により支給され、和木町では、すでに2月下旬から、対象者の口座に振込みを開始しております。一方、公務員など申請が必要な方につきましては、申請を受け次第、随時支払いを行っております。

現時点において、対象人数は1,046人を見込んでおり、総額2,092万円を支給する予定です。財源については、事務費を含め、全額が国費で補填されることとなります。

6件目は、和木町暮らし応援商品券事業についてでございます。

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、国において、2兆円の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が計上された令和7年度補正予算が令和7年12月16日に成立し、本町には69,645千円の交付限度額が示されました。

これを受けて、本町では、家計の支援と地域経済の活性化を図ることができる事業として、すべての町民の皆さまに商品券を配布することとし、事業費8,129万円の和木町暮らし応援商品券事業を実施いたします。

前回実施した和木町生活応援商品券事業において、1人あたりの配布額は3,000円でしたが、このたびは1人あたり13,000円とし、金額を大幅に増額しております。

また、対象者は令和8年3月1日時点で和木町住民基本台帳に登録されている方とし、4月から順次ゆうパックにて発送いたします。商品券の使用期間は5月1日から10月31日まで

となっていますので、広報わき、町ホームページ等により周知を行い、町民の皆さまに広くご利用いただけるよう取り組んでまいります。

7件目は、ENEOS株式会社との官民連携事業についてでございます。

本年度、本町とENEOS株式会社麻里布製油所が連携して取り組んだ「環境に配慮したアイデア製品」をテーマとした実証実験事業について、その成果と今後の方向性についてご報告いたします。

まず、水質浄化材「エネマリン」に関する実証実験についてです。和木五丁目用水路では、長年の課題であった悪臭の軽減が確認され、硫化物イオン濃度も極めて低い水準となる成果が得られました。また、小瀬川でのアサリ肥育実験では、貝類の成長を促進させる可能性が示されるなど、この資材が水質改善と水生生物の生育環境向上に寄与することが実証されました。さらに、海藻が育つ環境を創るための実験や、下水道管の劣化防止実験も行い、環境技術として幅広い活用可能性を示すこととなりました。

続いて、「植物発電」を活用した事業についてです。「ボタニカルライト」を和木町役場エントランスや、和木美術館等に設置し、町民の皆様はその技術の魅力を感じていただくとともに、アンケート調査を実施いたしました。この市場調査結果については、後日、ENEOS本社へ報告され、技術の評価や商品化の可能性の検討に活用される予定でございます。さらに、小中学生を対象に講演会やワークショップも開催し、環境と技術の意義を伝える教育の場としても活用されました。

また、これら一連の事業に関する記録動画やPR動画の作成も進行しており、完成後はシンポジウムや各種媒体を通じて広く発信される予定です。

今後、商品化や事業化につきましては、ENEOS中央技術研究所にて、採算性や事業価値を慎重に検討するとのことです。本町としては、これらの製品が商品化され、地域課題の解決と発展に寄与することを強く願っております。

一方、麻里布製油所におかれましては、実証事業終了後も地域貢献活動として、例えば、漁協との連携による「アサリ漁体験学習」などを継続的に実施していく意向を示されています。

この活動は地域資源を活用した教育と環境保護意識の向上を目指すものであり、本町としても全面的にサポートしていく方針です。

最後に、本事業は、地域課題の解決を推進するとともに、本町とENEOS株式会社の強固な信頼関係を構築する重要な機会となりました。今後も、こうした連携を深め、持続可能な地域づくりと町内産業の発展に努めてまいりたいと考えております。

8件目は、和木町二十歳のつどいについてでございます。

1月11日、文化会館で「和木町二十歳のつどい」を開催いたしました。

今年度20歳となる対象者は、73名で、男性27名と女性32名、合計59名の参加は、近年では最も高い出席率となりました。

式典では、参加者への記念品の贈呈や新成人代表者からのお礼の言葉、参加者全員での町民憲章の唱和などが行われました。

また、幼稚園、小学校、中学校時代の恩師11名が招待され、先生方は、新成人との再会を喜ぶとともに、和木町の未来を担う若者の出発を、心からお祝いしていました。

9件目は、日米交流事業についてでございます。

1月10日、和木小学校で、防衛省中国四国防衛局主催による「新春日米交流書初め会」が開催され、米海兵隊岩国航空基地と和木町の子どもたち33名が参加しました。

はじめに、岩国高等学校書道部と坂上分校神楽クラブの生徒による、大書と神楽が融合したパフォーマンスが披露され、圧巻の舞台に、会場は大いに盛り上がりました。

書初め会では、書道部の生徒の手ほどきを受けながら、子どもたちは「平和」や「友達」、「正月」などの文字を書き上げました。また、日本の伝統的な遊びの羽根つきや凧揚げ、けん玉なども体験するなど、日米の交流を深めました。

2月21日には、シンフォニア岩国で、日米交流合同コンサートが開催されました。このコンサートは、互いの演奏の鑑賞や合奏を通じて、地域住民の相互理解を図ることを目的に開催されているもので、岩国航空基地内及び和木町、岩国市、大竹市、周防大島町の児童、生徒が演奏や合唱を行いました。和木

町からは小学校3年生の児童が参加し、この日のために練習してきた成果を、存分に発揮していました。

以上、9件について行政報告とさせていただきます。

議

長

日程第5 報告第3号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果の報告がありましたのでご了承願います。

議

長

日程第6 議案第2号 令和7年度和木町一般会計補正予算(第9号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

松井企画総務課長。

松井企画
総務課長

議案第2号 令和7年度和木町一般会計補正予算(第9号)
についてご説明申し上げます。

予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億4,628万5千円を減額し、総額を49億1,598万2千円とするものでございます。

今回の補正予算でございますが、歳出各費目の減額補正が主なものでございます。これに加えて昨年12月に可決されました、国の令和7年度補正予算で追加となりました「地域未来交付金(地域防災緊急整備型)」これを活用とした、『避難所環境改善事業』に取り組む上で必要な経費を計上するほか、決算見込みに応じて予算額の調整を行なうものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の3ページ歳出からご説明を申し上げます。費目ごとの詳細は23ページからとなります。

款1 議会費は決算見込みから、職員給与費及び視察研修等の費用弁償を減額し、議会費全体で160万円の減額となっております。

款2 総務費、特別職給与費では、町長報酬5%削減や副町

長の不在期間に応じた減額などにより報酬200万円の減額、手当180万円の減額。総務一般事業では、会計年度任用職員報酬150万円の減額。庁舎管理費では、庁舎空調設備改修工事225万4千円の減額、基金積立金、減債基金積立金1,097万9千円の増額。電算システム管理事業では、新システムへの移行の契約額にあわせ、総合行政システム保守料を338万6千円、当該機器リース料を、202万2千円それぞれ減額をしております。地域おこし協力隊事業では、年度途中で退任した隊員及び新たに任用した隊員の在籍期間による調整により報酬額を252万6千円減額しております。27ページとなります。DX推進事業では、全国の基幹業務システムの統一を目的として整備を行っております、システム標準化対応業務委託料2,897万1千円の減額、そのデータ通信やサーバー利用等に係る、ガバメントクラウド環境利用料2,602千円の減額、29ページに移りまして、戸籍住民基本台帳費では、人事異動に伴う職員の減少による給料430万円の減額、その他各項における決算見込みとあわせて、総務費全体で8,310万3千円を減額しております。

款3 民生費では、31ページとなります。定額減税補足給付金事業において、給付額が確定したことに伴い870万円の減額。33ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金274万9千円の減額。児童手当給付金3,219万円の減額。これは、令和6年10月に制度が拡充されたことから、今年度、見込で計上してはいたしましたが、給付額が確定したことによるものでございます。認定こども園費では、会計年度任用職員報酬1千万円の減額、職員手当368万円の減額などにより、6,579万1千円の減額となっております。

35ページ 款4 衛生費では、予防接種委託料900万円の減額、斎場・墓地管理運営事業では、37ページとなります。斎場浄化槽改修工事226万1千円の減額、一般廃棄物リサイクル委託料200万円の減額、その他各項における決算見込みとあわせて、1,762万7千円の減額となっております。

款5 農林水産業費では、新規農業就業者定着支援給付金の

確定により30万円の減額となっております。

款7 土木費につきましては、県営事業負担金204万1千円の増額、町道改良工事540万円の減額が主なもので、その他各項における決算見込みに応じて、632万7千円の減額となっております。

39ページ 款8 消防費では、先程申し上げました「地域未来交付金(地域防災緊急整備型)」こちらを活用いたしまして、避難所の環境改善を図る目的で整備するための備品購入費841万9千円の増額。41ページに移りまして、岩国地区消防組合負担金は東出張所の消防ポンプ自動車購入など4,055万4千円を増額するもので、これらにより消防費全体で、4,765万3千円の増額としております。

款9 教育費では、職員の給与費を調整するとともに、43ページでは、国際交流事業の事業費の確定により海外派遣事業委託料を266万4千円減額。45ページに移りまして、テニスコート改修設計業務では契約額の確定により314万円を減額。これらが主なものとなっておりますが、その他各項における決算見込みに応じて1,919万円の減額としております。

続きまして、1ページ歳入についてご説明申し上げます。

詳細は、11ページからとなります。

款1 町税2,080万円の増額は、町民税、個人住民税が1,062万4千円の減額、法人町民税が2,636万3千円、それから固定資産税506万1千円、これら2つの増額を行うものでございます。

款3 利子割交付金 116万1千円の増額

款7 地方消費税交付金 3,444万1千円の増額

款11 地方交付税 7,911万2千円の増額

款12 交通安全対策特別交付金 53万5千円の減額

款14 使用料及び手数料 685万8千円の減額

これらにつきましては、いずれも決算見込みに応じて調整するものでございます。

款15 国庫支出金8,331万5千円の減額につきましては、児童手当国庫負担金2,588万2千円の減額、デジタル基

盤改革支援補助金5,282万9千円の減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金900万円の減額。15ページに移りまして、消防費国庫補助金、こちらは「地域未来交付金」といたしまして、420万9千円の増額を行うものでございます。

款16 県支出金317万8千円の減額は、児童手当県負担金317万8千円の減額、17ページに移りまして、やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業補助金206万3千円の増額が主なもので、その他は、各項におきまして決算見込み額によるものでございます。

款17 財産収入の117万3千円の増額は、減債基金利子及び中国電力の鉄塔用地として、土地の売り払いによる収入でございます。

款19 繰入金2億537万6千円の減額は、歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を1億8,817万円の減額、その他、健やか安心基金・すくすくこども基金・公共施設等総合管理基金、これら各基金についても事業の決算見込みに応じて減額し、繰入を行うこととしております。

款21 諸収入651万円の減額は、土地開発公社貸付金元金収入600万円の減額、自治宝くじ助成金180万7千円の増額を行うものでございます。

款22 町債2,280万円の増額につきましては、町営住宅整備事業及び町民庭球場整備事業におきまして、入札による事業費確定により減額するとともに、岩国地区消防組合消防施設整備事業といたしまして4,110万円の増額、これらに伴いまして、借入額を変更するものでございます。

次に、5ページの第2表 繰越明許について、ご説明申し上げます。

戸籍住民基本台帳管理事業	239万8千円
和木町物価高騰対応子育て応援手当支給事業	40万円
町営住宅整備事業	500万円
避難所環境改善事業	841万9千円

これらを翌年度に繰り越すものでございます。

最後に、6ページの第3表 地方債補正につきまして、ご説

明申し上げます。

岩国地区消防組合消防施設整備事業として4,110万円を新たに借り入れるものでございます。

また、入札による事業費の減額などにより、各事業に係る借入れ限度額について、町営住宅整備事業では5,560万円から4,020万円に、江尻住宅集会所解体事業では230万円から200万円に、町民庭球場整備事業1,270万円から1,020万円に、最終処分場水処理施設整備事業140万円から130万円に変更するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

丁寧な説明いただきました。

本案に対する、質疑を許します。

なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧に、また分かり易くお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。

議 長

上田丈二議員。

上 田 議 員

はい、今回の補正なんですけれども、補正額にしては珍しく1億4,628万5千円と大幅な減額になっている訳なんですけれども、まあ物価高騰による大きな見積りをしたのか、それとも他にも理由があったのかちょっと伺いたいですけれども。

議 長

松井課長。

松 井 企 画
総 務 課 長

はい、今、議員さんがおっしゃられたように、補助事業において多少物価高騰分を見込んで多めに予算を取っていたという部分もございますが、大きなものは今年度DX関係でございます。こちらの方は国の方の事業が少し変更になったり、及びシステムを構築していく技術者の不足によってですね、年度内で、まあ全国的なものでございますが、構築、システム構築が

ちょっと遅れ気味、全体的に遅れ気味ということですね、翌年度にせざるを得ない、こういった事情もございます。

それと、あとは例年のように各費目において減額するものがございます。

議長 よろしいですか。
上田議員。

上田議員 物価高騰のための、を少し多く予算を見積もったこととDX推進事業が伸びて、その分が減額になったということなんですけれども、その中でちょっと伺いたいんですけれども、30ページの戸籍住民基本台帳管理事業なんですけれども、この中では、システムですね、システム改善委託料が増えておりますし、そして振り仮名の法制化にかかる住基システム改築も増えている訳なんですけれども、これに関しては必要性があるっていう形で、この部分においては増額になったということなんですしょうか。

議長 上村住民サービス課長。

上村住民サービス課長 はい、お答えいたします。

まず戸籍附表システム改修業務委託料についてですけど、これは附表に旧氏と振り仮名をですね、付けるための改修ということで、来年度その事業をする必要がありますので、今回上がっております。これは令和7年度の国の補正予算でついておりますので、全額繰り越して令和8年度に使用するということになります。

それから次にですね、氏名の振り仮名法制化にかかる住基システム改修業務でございますけど、これはほかの市町に本籍がある方の振り仮名を一括して和木町の住民票に取り込むための改修でございます。当町に本籍がある方についてはですね、連動するんですけど、そうでない当町に本籍がない方の振り仮名を住民票に取り込むための改修になります。これも来

年度実施しますので、全額繰り越して実施するという事になります。以上でございます。

議長 よろしいですか。
上田議員。

上田議員 あと、すいません、あと2点ほど増額になった部分でちょっとお聞きしたいので、伺います。

議長 どうぞ。

上田議員 40ページになります。8款、款8の消防費 需用費の中で消防防災一般事業備品購入費が841万9千円と増えているんですけど、この理由について伺います。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 こちらにつきましては、令和7年度国の方の補正予算が12月に可決されました。それを受けて、各市町整備をするものです。今年度に予算計上を行いまして、後程あの繰り越しの方でも先程説明したんですが、実際の事業については、令和8年度において整備を行うものと、こととしております。

議長 上田議員。

上田議員 この中で備品購入費となっているんですけども、こういったものを購入される予定なんでしょうか。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 避難所施設にですね、必要な物資でございます。少し具体例を申し上げますと、例えば自動ラップ式トイレ、これを現時点の予定では10個、10台買う予定です。それからポータブル

電源5セット、それから簡易ベッドですね、こちらが60台、それからテント型のパーテーション、これはセキュリティ等のことも考えて数人で、家族でも入れる、数人でも入れる、一人でも入れる、そういったテントをこちらの方をですね60個、こういったものを揃えていくというようなこととしております。

議長 上田議員。

上田議員 まあ防災設備について、十分な設備が整えられるということで安心はいたしました。

続いて質問なんですけれども、42ページになります。8款の款8の消防費なんですけれども、その中で、一般備品の中で、岩国地区消防組合負担金4,055万4千円の増額となっておりますけれども、その増額理由について伺います。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 こちらのポンプ車でございますが、まず東出張所に配備する車両でございます。契約の方は令和6年6月に行っておりまして、2年半をかけてですね、車を整備してきたものです。今年に入りまして、やっと納車ということでございます。

議長 いいですか。
上田議員。

上田議員 納車で終わるということなんで、この負担金については今年度で終わるといいう形よろしいのでしょうか。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 負担金につきましては、今年度で一旦消防組合への支払いは終わるんですが、これ先程、起債もしておりますので、今後

6年間かけてその償還はしていくということになります。

上田議員 多少の負担は、あると思うんですけど、

議長 ちょっと待って、上田議員

上田議員 大きな負担はもうないってことですよね、当座は。

議長 ちょっともう一度質問してください。

上田議員 ポンプ車の購入が終わったということで、大きな負担額って
いうのはもうないってこと。終わった、今年度で終わりという
形ですね。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 車両については一旦整備をされたものといふうに思ってお
りますが、今後どのようなものがあるかっていうのはまた消防
組合、それから和木町の議員さんも入られてるかなと思うんで
すが、消防組合の議会の方でもですね、いろいろな検討がなさ
れていくものというふうに考えております。

議長 他に質疑はございませんか。
嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 まずは関連質問から始めます。今、42ページ 岩国地区消
防組合負担金、これは今までは令和5年度、6年度で石油備蓄
の方から積立金ということで泡消火器買わせていただきました。
それを以て7年度で一応、一旦この積み立てを終わら
なすんですけど、こういったポンプ車等大きなお金が動くとき
には、先に積み立てっていう形で石油備蓄の方を貯めていくこ
とはできないのでしょうか。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 今、議員さんおっしゃられた泡消火の搬送車ですね、こちらの方はおっしゃられる通り石油備蓄で岩国市、それから和木町で積み立てを行って購入をしております。石油備蓄交付金もですね、もう限度額もございます。すべてをそちらにもっていくこともできませんし、和木町においてはテニスコートの整備を行うという事で、そちらの方の基金積立もございました。そういった意味でこのポンプ車の方は起債で行うという事としております。

議長 いいですか。
嘉屋議員。

嘉屋議員 はい、わかりました。それでは次の質問に入ります。
ページ数で言うと32ページです。下から5つ目に敬老金これが105万9千円、これ減額なっております。これは対象者がというかその明細を教えてください。

議長 渡邊保健福祉課長。

渡邊保健
福祉課長 はい、お答えします。
対象者は75歳から79歳の方で、また金額が変わりまして年額2万4千円です。80歳以上の方は、年額3万6千円以上になりまして、1年以上居住のある方で、年度内の転入は不支給にはなりますけれども、予算の時には少し余裕を見て計上をしておりました。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 すいません、今の詳細ちょっと分かり難かったんでもう一度お願いできますか。

議長 はい、渡邊課長。

渡邊保健
福祉課長 はい、申し訳ありません。金額に対しては年齢によって変わ
りまして、75歳から79歳は年額が2万4千円です。で、
80歳以上は年額3万6千円以上となります。先程申し遅れま
したけれ、申しそびれましたが予算時点では1,033人を見
込んでおり、2月末963人という実績ですので、この辺り
を見込んでの減額になっております。

議長 よろしいですか。嘉屋議員どうぞ。どうぞ。

嘉屋議員 続いてあと4件ほどご質問させていただきます。
まず1件目、34ページになります。下の部分で認定こども
園の報酬、これ1千万円減額されています。これで本当に
ちゃんとした運営ができたのか、また職員に無理がなかった
のか、その辺をお聞きします。

議長 鳥枝教育委員会事務局長。

鳥枝
教育委員会
事務局長 はい。今回の補正減でございますが、これ不用額を減額する
ものでございます。それで主なものとしたしましては、加配の
保育教諭、当初ですね、8名見込んでおったんですが、実績は
5名で3名減となりました。

それから採用予定していた臨時職員の確保が困難であった
こと。それから正規職員、臨時職員等の有給休暇取得につつま
して、これを取得した場合の代替職員、これが減少したことによ
り1千万円の減額となっております。特に運営上は問題はござ
いませんでした。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 はい、今働き方改革とかですね、色々いわれてます。それで
例えば、いるからそんだけのものを予算を組んで、いいです

か、人間、人がですね、人件費3人とか、臨時職員が何人とか、色々やって、初めてそれで成り立つというふうに計画されてると思うんですけど、実際にそれが来なかった、人が足りなかった、これで本当に皆さんの運営って言っちゃいけないけど、職務がですね、ハードになったり、いやあこれきつかった、という事はなかった訳でしょうか。

議長 鳥枝局長。

鳥枝教育委員会事務局長 その、まあ当初多めにですね、採用予定で予算を挙げてます。現状からすれば、なんとかローテーションを組んでですね、無理のないような形で運用しとりますので、ご理解いただけたらと思います。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 はい分かりました。じゃあ次の質問させていただきます。
次の質問は38ページになります。一般廃棄物リサイクル料委託料これが200万円の減額となっております。詳細の方、教えてください。

議長 上村課長。

上村住民サービス課長 はい、お答えいたします。
一般廃棄物リサイクル委託料ですが、これは搬入量の減少によるものが主なものでございます。

具体的に申しますと、まず粗大ごみとか、金属不燃ごみの中に含まれている硬質プラ、硬質プラをですね、固形燃料に山陰の方でしてもらうんですけど、そちらの方が大きく減少しました。当初見ておったのが、150トンみておりましたが、それが110トンになっております。それからもう1つプラマーク類、これは岩国市のリサイクルプラザに搬入して、最終的にはペレットになるんですけど、こちらの方は85トン当初みて

おりましたが、最終的には71トンの見込みでございます。以上です。

議 長 嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 これっていうのは、人口減で例えばそういったごみの、ごみと言っちゃいけないんですけど、リサイクル用のものが減ったというように考えていいんですか。

議 長 上村課長。

上村住民サービス課長 はい、主な原因は人口減少によるごみの量が減ったと思っております。

議 長 嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 次の質問です。
同じく38ページ、一番下にあります道路改良工事、これ540万減額になっております。この理由の方、教えてください。

議 長 片山都市建設課長。

片山都市建設課長 はい、お答えします。減額の主な理由としては、入札による落札差額の減額、また工事実施時に工事内容の精査による減額があります。それから予算編成時にはなるんですけど、人件費、資材費の高騰、それからその人件費、資材費の高騰に伴う経費の増加分を補助事業ということで、多めに見込んでいるということが、この金額の補正額になっております。

議 長 嘉屋議員どうぞ。

- 嘉屋議員 はい、分かりました。それでは最後の質問をさせていただきます。5ページに戻ってください。5ページの7番目、8番目、土木費と消防費、これを繰越明許になっています。各理由を教えてください。
- 議長 片山課長。
- 片山都市建設課長 はい、7番目、土木費、住宅費の繰越明許についてご説明いたします。
この繰越明許についてですが、令和6年度に緑ヶ丘団地第1棟用地において、敷地の一部を宅地として造成した箇所について用地測量、境界確認等を行うための業務を発注しております。この業務において、境界の確認を行う作業を進めておりますが、隣地所有者が国及び山口県となっており、その境界確認の手続きに、ちょっと時間を要しているため、繰り越すものでございます。
- 議長 松井課長。
- 松井企画総務課長 消防費につきましては、これ避難所環境改善事業ということで、先程同僚議員さんのところでもちょっと触れたんですが、これ令和7年度に予算を組んで、令和8年度に実施する事業ということでございます。これも全国同じやり方でいくこととなっておりますので、繰り越しをさせていただきたいというものでございます。
- 議長 はい、嘉屋議員。
- 嘉屋議員 はい、理由の方わかりました。しかしながら消防費の方、これはどういったことを行うのか、ちょっと、ある程度わかれば計画性を教えてください。
- 議長 松井課長。

松井企画
総務課長 これは避難所の環境改善事業といたしまして、先程、トイレ整備とかテントの整備、ポータブル電源の整備、そういったものを行うものでございます。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 先程言われたのは、備品費の方で500万ちょっとだとおもうんですけど、値段的に。こちらは800万上がってますよね、これ値段が違うんですがいかがでしょう。

あっそうか、ごめんなさい、すいません、勘違いだ。ひいとしたから。失礼しました。

議長 いいですか。

嘉屋議員 はい、OKです。

議長 他に質疑はございませんか。
明本議員。

明本議員 42ページをお願いします。先程ありました岩国地区消防組合負担金、東出張所のポンプ車の購入ですが、これ令和6年度から決まっておられたと聞いておりますが、令和7年になって途中で予算計上するのは、なぜなのでしょう。

それから地方債ですが、4,110万円ほど挙がっております。額が多少違いますが、この差はなぜなのでしょう教えてください。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 まず今回の補正になった経緯でございますが、当初、岩国地区消防組合の方で一括して購入するということですので、話を進めておりました。ただ、話をする中で、今年度ですね、もう

一度協議をしたところ、地方交付税との関係もございまして、それぞれにですね、負担割合に応じた起債をして、購入しようということになりました。

それから4,110万円でございますが、

議長 暫時休憩します。

休 憩 9時 59分

再 開 10時 01分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
松井課長どうぞ。

松井企画
総務課長 4,110万円の根拠でございますが、こちらの方は起債の対象額が、上限が4,110万円ということになってございますので、その額を上限まで借り入れるというものでございます。

議長 明本議員。

明本議員 対象額と言われましたが、この4,055万4千円以外、何か他の対象があるんでしょうか。

議長 松井課長。

松井企画
総務課長 実際の車両価格でございますが、全体で、和木町の負担、全体額といたしましては、5,800万程度です。和木町の負担金でございますが、4,697万4千円というふうになっております。対象経費が4,112万6千円、対象外が584万8千円このようになっております。起債の方は10万円単位でございますので4,110万円の起債を起こすというふうな、な

- 議 長 っております。
- 議 長 明本議員。
- 明本議員 実際の消防ポンプ車の値段は4,697万ということで、この負担金が下がったのには負担金減額分が約600万ぐらいあるということなんですか。
- 議 長 答えますか。もう一度聞きましょうか。
- 議 長 松井課長どうぞ。
- 松井企画
総務課長 お答えになるかどうか。
まず先程申し上げたとおり、和木町負担額は4,697万4千円、それから起債対象は4,112万6千円の内の4,110万円、それから対象外の経費が584万8千円となっております。
なお、この負担金の項目でございますが、そもそも岩国地区消防組合の全体の負担金もございますので、そちらで不足する額を補正予算として、計上するものでございます。
- 議 長 明本議員。
- 明本議員 はい、わかりました。ありがとうございました。
- 議 長 他に質疑はございませんか。
灰岡裕美議員。
- 灰岡議員 歳入について伺いたいと思います。
14ページ 14款 使用料及び手数料の1項 使用料 蜂ヶ峯公園有料施設使用料なんですけど、今回500万円の減額になっております。大変大きい減額と、大きい金額と思いますが、当初の予算作成時の見込みと何がどう違ってこの時期に

500万円の減額になったのか伺いたいと思います。

議長 片山課長。

片山都市建設課長 はい、当初の見込み額ですけど、2,100万円でございます。減額の理由についてですけど、週末、祝日、祝祭日を含めた週末の悪天候、また夏、秋における猛暑の長期化による有料施設の減少による減額が大きいものと考えております。

また近隣における、大型遊具施設を備えた公園の施設整備により、来園者が分散したっていうことが、考えられております。以上です。

議長 よろしいですか。はい。
他に質疑はございませんか。
上田丈二議員。

上田議員 すいません、もう1点増額があったんでちょっとお聞きしたいんですけども、38ページ 款7の土木費なんですけれども、県営、県営事業負担金、この中で急傾斜地崩壊対策事業負担金、これが197万2千円の増額になっているんですけども、和木町の中では住宅地に対する急傾斜の形というのはもう済んでいるんですけども、この負担金が増えたっていうのは、県の中で災害による対策で急傾斜地に対する事業が増えた。それによってこの負担金が増えた、ということで理解してよろしいんでしょうか。

議長 片山課長。

片山都市建設課長 はい、県営事業のこの負担金についてでございますが、令和6年度においてもありましたが、場所としては瀬田大黒地区と個人名申し上げるんですが、明本議員の宅の裏の辺りにはなるんですけど、昨年度上がってます。本年度のこの予算については、本当に今度は明本議員の宅の裏の部分についての工事の金

額が上がっております。以上です。

議長 よろしいですか。

嘉屋議員 関連質問いいですか。

議長 嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 関連質問行います。今この補正であげなきゃいけないものなんですか。それともこれはちゃんとした予算を組んでやるべきなものでしょうか。いかがでしょう。

議長 片山課長。

片山都市建設課長 工事自体は見込まれておったんですけど、事業自体は山口県が実施するため、見込み額っていうのがちょっと出しにくいところがあり、支払いとしては年度末に請求書が上がってきますんで、それを見越しての今回3月の補正とさしていただいています。

議長 はい、嘉屋議員。

嘉屋議員 ちょっと今の意味がわからなかったんですけど、今ここの補正3月の定例会での補正、でまた来年度この8年度の補正上がるんだけど、予算上がるんだけど、もう何日しか変わらないわけですよ、それをなぜこっち側に補正の方にもってきたのか予算の方に上げなかったのかそれを聞きたいんですけど。

議長 片山課長。

片山都市建設課長 はい、今年度で上げる理由についてなんですけど、山口県の方が今年度事業として予算を執行される予定になっていますんで、それについての請求ということになっています。そのの

金額を補正させていただいています。

議長 はい、ご理解いただけましたか。はい。
他に質疑はございませんか。
明本議員どうぞ。

明本議員 34ページお願いします。児童手当給付事業ですが、児童手当が3,219万円程減額になっております。令和6年10月に法改正があったと聞いておりますが、この当初予算の見積もりと比較して3,200万減っているのはなぜでしょうか教えてください。

議長 上村住民サービス課長。

上村住民サービス課長 はい、お答えいたします。今、明本議員おっしゃいましたようにですね、令和6年10月に大幅な制度改正がございました。令和7年度の予算組をする段階でですね、ちょっと見込み額が確定しなかったということで多めに予算を組んでおったことが原因でございます。

その主な、主な差額が出た原因としてはですね、1つは第3子以降が15,000円から30,000円に変わったんですが、その第3子の算定の仕方、捉え方がですね、第1子をそれまでは高校生までも第1子と捉えていたんですが、それが大学生までを第1子と捉えるということになりましたので、大学生は和木町に住民票がありませんのでその分の把握がちょっと困難であったということで多めに組んでおることが一番大きな原因でございます。もう1つは、これまでは中学生年代までが支給対象でしたが、それが今度は高校生までも変わっております。その高校生の中でもですね、公務員については所属長から支給されるということで、公務員の数もちょうと把握できなかったということで多めに組んでいたことが原因となっております。

議長 よろしいですか。
他に質疑はございませんか。
明本議員。

明本議員 はい、歳入をお伺いします。町民税、法人税ですが、2,636万3千円の増となっております。当初予算額5,003万9千円ですが、約50%以上の増となっております。大きい会社が増額があったんでしょうか。それとも小さい会社の積み重ねででしょうか。当初の見込みとの差額、内容を教えてください。

議長 池田課長どうぞ。

池田
税務課長 はい、お答えします。
法人税なんですけど、まず原因なんですけど、円安による歳出金額の利益拡大や物価上昇による利益の増大、増加となっております。
当初予算を組むときに事業所が129事業所ありました。で、所得割の増加がですね、48事業所ありました。ですから1つの事業所が莫大ばって上がったというふうにはなっておりません。

議長 いいですか。
他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 10時 13分

再開 10時 25分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 日程第7 議案第3号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊保健福祉課長。

渡邊保健福祉課長 議案第3号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ423万4千円を減額し、予算の総額を7億268万7千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主な内容となっております。

2ページの歳出からご説明いたします。詳細は11ページからとなります。

款1 総務費は、決算見込みによる職員手当等の減額と、国からの仕様の提供が遅れ、一部翌年度予算で実施となったシステム改修委託料を合わせて、総務管理費を243万4千円減額するものです。

款6 諸支出金は、償還金について2月診療分差額以外の返還金が少額となる見込みのため、180万円減額するものです。

続きまして1ページの歳入についてご説明いたします。詳細は7ページからとなります。

款2 国庫支出金は、システム改修委託料の減額にあわせ、国庫補助金を163万4千円減額するものです。

款3 県支出金は、県の提示額の変更により544万4千円減額するものです。

令和8年第2回(3月)定例会

款5 繰入金は、他会計繰入金を129万1千円減額し、基金繰入金は今回補正の歳入歳出を調整いたしまして、財政調整基金繰入金を593万5千円増額するものです。この補正により、令和7年度末の基金残高は5,602万7千円になります。

款7 諸収入は、雑入を歳出の償還金と同額補正し、180万円減額するものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第8 議案第4号 令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第5号 令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

渡邊保健福祉課長。

渡邊保健福祉課長 議案第4号及び議案第5号を一括してご説明いたします。

渡邊保健福祉課長 議案第4号 令和8年度、失礼しました。令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ324万1千円を減額し、予算の総額を5億4,323万6千円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

2ページ、保険事業勘定の歳出からご説明いたします。詳細は13ページからとなります。

款2 保険給付費は、介護給付費が介護報酬の増額改定や要介護認定の方の高年齢化等の要因により、予算を超える見込みとなったため1,315万円を、また審査支払手数料を2万1千円、高額医療合算介護サービス費を124万8千円、それぞれ増額するものです。

款3 地域支援事業費は、要支援認定の方が利用する介護予防・生活支援サービス事業費を30万円、包括的支援事業費では職員給与費を14万円、包括的支援事業では応募が無かった会計年度任用職員に係る予算が主な要因で395万2千円、それぞれ減額するものです。

款4 基金積立金は、今回の補正の歳入歳出を調整いたしまして、1,300万8千円を減額するものです。この補正により、令和7年度末の介護給付費準備基金の残高は、1億2,462万1千円となります。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。詳細は9ページからとなります。

款2 国庫支出金、国庫補助金の調整交付金は、介護保険の財源構成のうち国庫負担分25%中の5%相当分について、市町村ごとの介護保険財政負担を調整するため、国が毎年度割合を変更するもので、今回交付決定額により453万5千円減額するものです。

款3 支払基金交付金、款4 県支出金においても、交付決定額により補正をするものです。

款5 繰入金、一般会計繰入金では歳出の介護給付費の増額により、町負担分を180万2千円増額し、その他一般会計繰入金は職員給与費の減額と、款8雑入により70万円を減額するものです。

款8 諸収入は、サービス事業費の増加により、職員給与費負担金として雑入を30万円増額するものです。

続きまして、3ページ、サービス事業勘定の歳入からご説明いたします。詳細は24ページです。

款1 サービス収入は、要支援認定の方への介護予防サービス計画担当件数の増加により、計画費収入を30万円増額するものです。これに伴い、26ページの歳出 款1 サービス事業費を、保険事業勘定の諸収入に入れる職員給与費負担金として30万円増額するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ153万4千円を減額し、予算の総額を1億1,968万9千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

それでは2ページの歳出からご説明いたします。詳細は9ページからとなります。

款1 総務費は、システム改修委託料の234万円を減額するものでございます。これは国からの情報提供が遅れ、予算編成時点の見積もり額が多額になったことが要因でございます。

款2 後期高齢医療広域連合納付金は、広域連合の提示額および決算見込みにより387万4千円を増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、調定額及び決算見込みに伴い428万3千円を増額するものです。

款2 繰入金金は、決算見込みにより、一般会計繰入金を274万9千円減額するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第4号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

上田丈二議員。

上田議員

14ページの歳出でお聞きしたいと思います。
保険給付費の中の介護サービス給付事業 介護給付費これが131万、あつ1,315万円給付費が増えているんですけども、この理由について教えていただきたいと思います。

議長

渡邊課長。

渡邊保健
福祉課長

予算につきましては、前年、前々年度の実績ベースで計上しておりましたが、実績が上回りました。その内容として、まあ要因になりますけど、介護報酬の増額改定がございましたのでその内容の中では介護職員の処遇改善加算、また物価高騰に対応するために介護報酬の増額改定が行われておりましたことと、また要介護認定を受けられる方の中でも高年齢層の方が増えておりますので、その分サービスをたくさん使われたものと分析しております。

議長

上田議員。

上田議員

わかりました。介護報酬が増えたってということとサービスも増えたってということで理解していいんですかね。

続いてなんですけれども、ページ数16ページになります。高齢者2款の5項ですね、高齢者医療合算介護サービス費、この中の高額医療合算介護サービス費これも120万8千円増えているんですけども、この増えている理由について伺います。

議長

渡邊課長。

渡邊保健
福祉課長

こちらの費目は、世帯の医療保険と介護保険の1年間、期間としては前年8月から今年度の7月までの自己負担額の合算額が高額な場合に、自己負担を軽減するために支払う制度となっております。各所得区分の限度額を超えた場合の支給となります。

対象者の方は国保連合会で抽出して、町に示されるのが秋以降になりますが、そこから申請書を対象の方にお送りして、年度内に申請に来られる場合が多いんではありますけれども、申請が遅れると翌年度に申請をされることがあり、今年度も前年度の対象の方が今年度の費用で前半にかなり支給をしました。その分今年度に予定していた予算を先に使ってしまったところもあり、今年度の対象者の方の費用のものをまた更に上乘せして計上しているということになります。

議長 上田議員。

上田議員 まあ前年度の対象者の方の合算費用が増えたのでそれに計上したということですね、はい、わかりました。

あと2点ほどちょっと伺いたいんですけれども、ページ数18になります。会計年度職員の報酬が、240万9千円の減額となっているんですけれども、この減額理由について伺います。

議長 渡邊課長。

渡邊保健福祉課長 地域包括支援センターの方で採用したい会計年度任用職員の方は資格を要するものが、資格が条件になります。その資格としては、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャー、または社会福祉士、保健師というもので募集をしておりましてけれども、現在、有資格者を採用すること、非常に難しく、他の市町、あるいは事業所においても取り合いになっているところがありまして、採用ができなかった、応募がなかったということが原因でございます。

議長 上田議員。

上田議員 応募したけれども応募がなかったということで理解いたしました。ですが包括支援センターすごく大事なところだと思

いますので、人手が足りないと大変なことになると思います。
引き続き募集の方よろしく願いいたします。

もう1点なんですけれども、ページ数が20ページ、20ページになります。介護給付費準備基金積立金、これが1,300万の減額になっているんですけれども、まあ補正額で減額になったんで積立額が、取り崩しが少なくなったということで理解するんですけれども、この基金の残額はいくらあるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

議長 はい、渡邊課長。

渡邊保健福祉課長 基金については、令和6年度の残高が1億1,180万4千円で、今回の補正額を補正しました1,280万7千円を加えますと、7年度の残高は、1億2,462万1千円となります。

議長 よろしいですか。はい。
他に質疑はございませんか。
質疑がない、えっ 上田議員。

上田議員 はい、すいません。続いて5号の方で質問してもよろしいでしょうか。

議長 ちょっとまだ5号はまだ。すいません。
質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第5号について質疑を許します。
上田議員どうぞ。

上田議員 すいません。ページ数が10ページになるんですけれども、歳出の2款で後期高齢者医療広域連合納付金なんですけれども、この中で後期高齢者医療保険料負担金これが428万3千円の増額になっているんですけれども、この医療保険の負担

金が増額した理由について教えていただきたいと思うんですけども。

議長 渡邊課長。

渡邊保健福祉課長 お答えします。後期高齢者医療保険料の負担金、広域連合の方に提出するものでございますが、広域連合の方から提示額がございます。その変更と町の調定額と見込額に補正をしているということでございます。

議長 上田議員。

上田議員 広域連合に納付する負担金が増えたってということなんですけども、その理由については和木町の中の後期高齢者の方の医療費の増額とかそういったニーズの増とかそういったものが影響するんでしょうか。

議長 渡邊課長。

渡邊保健福祉課長 はい、おっしゃられましたとおり医療の増額等見込んで、広域連合の方が県内市町に割り振ってきますので、その金額の増額ということでございます。

議長 長 いいですか、はい。
他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 長 日程第10 議案第6号 令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第7号 令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第4号)

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上一括して執行の説明を求めます。

片山都市建設課長。

片山都市
建設課長

はい、それでは、議案第6号及び議案第7号を一括してご説明いたします。

まず、議案第6号、令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

補正予算の1ページをご覧ください。

第2条におきまして、令和7年度和木町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしまして、第2款簡易水道事業費用第2項営業外費用を300万円増額して1億1,780万7千円とするものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。概要の内訳を説明いたします。営業外費用岩国市和木地区水道料金の300万円の増額ですが、和木地区水道料金を岩国市水道局へ支払うもので、当初見込んでいた使用水量が増えたことから増額するものです。

このほか、補正予算に関する説明書2ページ以降に、予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が、簡易水道事業会計補正予算の説明となります。

次に、議案第7号、令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

補正予算の1ページをご覧ください。

第2条におきまして、令和7年度和木町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしまして、第1款下水道事業収益

第1項 営業収益を40万円減額して2億5,576万1千円とし、第2款 下水道事業費用 第1項 営業費用を114万6千円増額して2億6,609万4千円とするものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。概要の内訳といたしまして、支出からご説明いたします。

営業費用 管きよ費の40万円の減額ですが、12月に増額補正しました 広島県が大竹市で実施する道路改良工事に伴い、支障となる本町所有の未使用下水道管の撤去に要する費用で、広島県が実施する入札が不調となり、年度内の実施が困難となったため、減額するものでございます。

営業費用 減価償却費の154万6千円の増額ですが、令和6年度決算により精査されたものでございます。

続きまして、収入についてご説明いたします。

営業収益 雨水処理負担金の減額ですが、先ほど支出で説明した 営業費用 管きよ費の財源として一般会計からの負担金40万円を減額するものでございます。

このほか、補正予算に関する説明書2ページ以降に、予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第6号 及び 議案第7号の説明を終わります。

議長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第6号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
嘉屋富公議員。
マイクを入れてください。

嘉屋議員

失礼しました。
はい、議案第6号 和木町の水道料金これ300万上がります。もう少し具体的に理由の方を教えてください。

議長

片山課長。

片山都市建設課長 300万円の増額の理由についてなんですけど、令和7年度予算は、令和5年度、及び令和6年度の使用水量から試算しておりますが、令和5年度に料金改定があり、使用水量の減少幅を少し多めに試算したことによるものと考えております。

議長 理解いただきましたか、はい。
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑が。いいですか。
質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第7号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二議員。

上田議員 はい、すいません。1ページ目の収益的収入、及び支出のところでお聞きしたいんですけども、その中で減価償却費、これが154万6千円の増額になっているんですけど、先程説明の中で、令和6年度予算の決算によって決まったということなんですけれども、減価償却ってほしいほとんどこう上限ってある程度決まってると思うんですけども、この額っていうのはその決算額である程度のその増減っていうものは補正で出てくるものなんですかね、100万単位とかそういう形で。

議長 片山課長。

片山都市建設課長 はい、減価償却費についてなんですけど、令和6年度の事業を実施することで増えた減価償却費を、が決算で確定したもの

を計上したものになります。これについては現金の移動を伴うものではないので、という費用になっております。

上田議員 最後のところが聞こえなかったのですが、何によるものではないってということですか。

議長 もう一度質問してください。上田議員。

上田議員 すいません。決算の形によってその中で決まるってことで、最後の方でちょっと聞こえなかったです、何とかによるものではないという形。

議長 まあもう一度説明いただければ。はい。

片山都市 建設課長 すいません。もう一度ご説明させていただきます。

減価償却費、この補正額についてなんですけど、令和6年度の事業により、の結果、決算によって減価償却額が決まります。その増えた分がこの度の154万の増額ってことで示しています。これについては現金の移動を伴うものではありませんということですのでよろしくお願いします。

議長 よろしいですか。はい。
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第12 議案第8号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊保健福祉課長。

渡邊保健
福祉課長

議案第8号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、国民かい保険、失礼しました、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもので、子ども・子育て納付金に要する費用に充てるため、保険料の賦課基準に係る規定等について所要の改正を行うもの、また賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の変更が主なものです。

新旧対照表を併せてご覧ください。

今回の改正の内容としましては、まず子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、政府が保険者等から徴収することとされた、子ども・子育て納付金に要する費用を、保険料として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、当該賦課額に係る賦課限度額を3万円と設定するものです。

次に保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を、66万円から67万円に引き上げるものです。

また、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準につきましては、被保険者の数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に、2割軽減の基準につきましては、被保険者の数に乗ずる金額を56万円から57万円に引き上げるものです。

なお、この改正の施行日は、令和8年4月1日としております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

上田丈二議員。

上田議員

あの、すごく長くてこの条例の中身がよくわからないんです

けども、もう少し分かり易く説明をお願いできたら、まあ私の理解でいうと、この国民健康保険の中の均等割、これを未就学児までが半額となっていたんですけれども、その差額の保険料に対して、その差額の保険料を集めるために、新たな税の形を増やして、その中で賄うって形で、その中でおいて、子育ての方の中で負担が掛からないような形で、18歳未満まではその額に対しては徴収しない、18歳以上の方から徴収するっていう形ではよろしいのでしょうか。

議長　もう少し詳しい、あるいは分かり易い説明を求めるっていうことでよろしいですか。

渡邊課長　はい、どうぞ渡邊課長。

渡邊保健福祉課長　新旧対照表が非常に長いものでありましたので、その1つ1つについては、今、ご説明しませんでしたけれども、今回の改正の主なものは、子ども子育て支援金の納付金に関するものを国民健康保険の仕組みの中に入れていくというのが主なものになります。

この仕組みに関しては、先程、上田議員が言われました未就学児の保険料の負担、軽減分については、新しい子ども子育て支援納付金の中では関係がありませんで、それはこれまでどおり継続されます。新たな子ども子育て支援納付金については児童手当の拡充であるとか、子ども誰でもどこでも通園という新しい子ども子育て支援策に関するその恒久的な財源を、医療保険の保険料の徴収の仕組みによって全世代で負担をしていく、という新しい仕組みでございます。ですので、未就学児の軽減分であるとか、これまでの国保の軽減策とはまた違うものであります。

新旧対照表の中に出てきます18歳以上均等割というが出てきますけど、これは未就学児等には関わらず、児童手当等の拡充策を受けるのが、先程の一般会計の補正の中でも少しあったと思いますけれども、高校生相当まで児童手当が拡充されるであるとかということで、18歳未満の方が恩恵を受ける施策

になります。その18歳未満の方には、この子ども子育て納付金の保険料を均等には掛けない、ということで18歳以上の方にその分を均等に掛けるというのが、18歳以上均等割というものになります。

議長 はい、上田議員。

上田議員 まあちょっと僕も間違ったところあったみたいなんですけど、18、未就学児帯の5割均等額に対してのものじゃあなくて、新たな形で子育て支援事業を行う、その中で必要な額を徴収するために、新たな形で子育て支援の方たちには負担がかからないような形で集める、って形ですね、はいよくわかりました。

議長 ということでもういいですか、はい。
他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第13 議案第9号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

池田税務課長。

池田税務課長 議案第9号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新築された住宅は、地方税法により固定資産税が一定期間、120㎡分に相当する税額が2分の1減額となります。本条例では、残りの2分の1を奨励金として交付する、和木町独自の制度となっております。

それでは、改正点について、新旧対照表でご説明させていた

できます。附則の部分ですが、奨励金は、地方税法での減額相当額を交付することとなっております。この地方税法の減額適用期限が5年間延長される見込みのため、令和13年3月31日までに改めるものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第14 議案第10号 和木町消防団条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松井企画総務課長 議案第10号 和木町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、和木町消防団員が火災や災害等に出動した際に、和木町消防団条例に基づき、町が団員に対して支払う「災害時の出動報酬」について、現行の報酬額から国が定める基準報酬額と同額に引き上げるために、必要な改正を行うものでございます。

それでは主な改正内容についてご説明いたします。

改正前の条例第13条では、消防団員の年額報酬及び出動報酬について規定しており、同条第3項第1号におきまして「水火災その他の災害 1回につき7,000円」とあり、「災害時等の出動報酬」が定められておりました。

一方で令和3年4月13日に消防庁より発出されました「非常勤消防団員の報酬等の基準」において、「出動報酬の額は、

災害に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。」という基準が設けられました。

これにつきまして県内を調査いたしましたところ、多くの市町において災害時の出動報酬を8,000円と定めているということがわかりました。つきましては本町もこれに倣い、消防団員の処遇改善、これのため、条例第13条第3項第1号を改め、災害時の出動報酬額を現行の7,000円から8,000円に引き上げる改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行日は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第10号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 11時 05分

再 開 11時 10分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 日程第15 町長施政方針を議題とします。

施政方針の説明を求めます。

坂本町長。

坂本町長

それでは、令和8年度の当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに先立ち、私の施政方針と予算案の概要について、申し述べさせていただきます。

昨年12月に閣議決定された政府の「令和8年度予算編成の基本方針」によれば、『我が国の経済は、名目GDPが600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、デフレ・コストカット型経済から、成長型経済に移行する段階まで来た。足元の景気は、緩やかに回復しているが、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている。また、少子化の、少子化や地方の衰退といった早急に克服すべき構造的な問題もある。こうした状況に対し、責任ある積極財政により、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する成長型経済への転換を図る。戦略的な財政出動により官民が力を合わせ危機管理投資と成長投資とを進めて社会課題を解決し、暮らしの安全・安心を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げ「強い経済」を実現していく。』としております。

また、2月20日の高市総理の施政方針では、「日本列島を強く、豊かに」することを掲げ、経済面では「責任ある積極財政」への転換を主導し、国内投資の促進や2年間の食料品消費税のゼロ化、さらには103万円の壁を178万円へ引き上げる大胆な減税策などを通じて、デフレ脱却と国民の所得向上を最優先に実現する方針を打ち出しております。

そのような状況の中、和木町の令和7年度の財政状況を申し上げますと、町税のうち固定資産税の決算見込額は9億9,671万1千円と見込んでおり、前年度の令和6年度決算と比較すると2,882万5千円の増額、一方、法人町民税は7,640万1千円で、前年度決算と比較すると、6,368万5千円の減額となる見込みとなっており、町税の総額につきましては、決算見込額が14億872万9千円で、前年度決算

と比較すると、364万6千円の減額になるものと見込んでおります。

また、普通交付税と臨時財政対策債を合算した決算見込額は、9億1,078万円となり、前年度と比較すると5,535万円の減額となる見込みです。

このような歳入見通しの中、歳出面では人件費の上昇や物価高に加え、社会保障関係経費の増加、公共施設やインフラの老朽化による改築・修繕が大きく財政を圧迫してきているため、令和7年度は7,587万円7千円を財政調整基金から取り崩さざるを得ない厳しい財政運営を余儀なくされております。

それでは、令和8年度和木町当初予算案について、具体的に説明をまいります。

最初に、令和8年度予算案の規模でございますが、一般会計は、45億8,791万1千円となっており、令和7年度当初予算と比較して、8,819万4千円、2.0%の増額となっております。

また、特別会計を含めた予算額では、59億3,096万4千円となっており、令和7年度当初予算と比較して、9,635万1千円、1.7%の増額となっております。一方、簡易水道及び公共下水道に係る公営企業会計の収益的収支における費用の合計額は、3億5,991万7千円、資本的収支における費用の合計額は3億745万3千円となっております。

それでは、歳出予算から、令和8年度が初年度となります和木町第6次総合計画の4つの重点施策に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の重点施策、「少子化対策及び移住・定住対策の推進」についてですが、和木町では、人口減少抑制のため、安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、保健・福祉・インフラの充実や雇用の確保により、全世代が活力を持ち、住み続けたいくなるまちづくりを推進しております。その具体的な施策として、まずは子育て支援からご説明をさせていただきます。こども家庭センター「すくすく」では、

妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援を行うほか、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの相談にも対応できるよう、専門知識を要する支援員を配置する予算を確保し、安心して子育てをしていただける環境を整備しております。

また、出産後の母子を支援する仕組みとして、宿泊・通所・訪問などの形態で、専門機関による母親の体調管理、お子さまの健康チェック、育児指導等が受けられる産後ケア事業に加え、支援員が居宅に訪問し、子育て等の不安や悩みへの相談、家事・育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業も引き続き実施してまいります。

加えて、妊産婦を対象としたタクシー利用料の助成を継続するとともに、遠方への妊婦健康診査や出産時の交通費等を助成する制度については、令和8年度から、産婦健康診査や乳児健康診査の受診時にも活用できるよう用途の対象範囲を拡充することとしています。

健やか安心基金を活用した医療費等の助成制度においては、対象者を町内在住の大学生等までとし、引き続き医療費の無料化を実施するとともに、乳児健康診査や妊婦健康診査における超音波検査、妊婦歯科健康診査の全額助成や、予防接種事業におけるおたふくかぜ、インフルエンザの予防接種費用の助成につきましても、引き続き実施するための予算を計上し、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

そして、和木町の子育て支援を語る上で欠かせないのが、全国に先駆けて取り組んできた給食費無償化です。和木町では、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、学校給食制度の開始以来、給食費の完全無償化を継続してまいりました。この手厚い支援は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、和木町が誇る子育てしやすい町としての大きな柱の1つとなっております。

このたび、和木町が長年築き上げてきた手厚い子育て支援の象徴とも言える、この制度を次世代へと引き継ぎ、移住・定住の促進を継続させるため、私の公約である学校給食センターの建て替え事業に本格的に着手いたします。令和12年度2学期

の供用開始を見据え、新年度予算におきましては、高度な衛生基準を備えた施設を実現するための基本設計業務、安全な建設の基礎となる地質調査に要する費用を予算計上しております。本事業を、単なる施設の更新に留めず、和木町の未来を創る子どもたちへの未来投資と位置づけ、安心して産み育て、長く住み続けていただける魅力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、2つ目の重点施策、「こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実」ですが、和木町には、こども園、小学校、中学校がそれぞれ1施設ずつ整備されており、子どもたちは同じ学び舎で10年余りを共に過ごすことができます。

また、令和8年度からは、こども園で「こども誰でも通園制度」の運用を開始する予定としており、普段こども園に通っていないお子様も、この制度を通じて、家庭以外の場所で同年代の子どもや保育教諭と関わり、集団生活を経験することが可能となります。

こうした新たな受け入れ体制の充実と並行して、園・小・中の連携を密にし、切れ目のない、きめ細やかな教育を展開し、加速する社会の高度化やグローバル化に対応するため、学力向上に加え、ICT教育や英語教育の充実に努めてまいります。

まず、小中学校におけるICTの活用促進についてご説明をさせていただきます。これまでも「ギガスクール構想」の一環として、小中学校の児童・生徒一人ひとりにタブレット端末を配備し、時代の変化に対応した教育環境の整備を進めてまいりました。しかしながら、現在使用中のタブレット端末は、更新が必要な時期を迎えており、令和8年度はノートパソコンを配備する計画を立てております。これにより、従来の学びの環境を維持するだけでなく、より高度な操作やアプリケーションの活用が可能となり、プログラミング教育や調査・研究活動の充実に努めることができます。子どもたちが将来社会へ出た際に必要となるICTスキルの基盤を、より強固なものへと育てていく土台を構築することにもつながると確信をしております。

次に、和木町における国際交流事業についてですが、これま

で実施してまいりました中学生・高校生の海外派遣、イングリッシュキャンプへの参加費助成、こども園への国際交流支援員及び小中学校へのALTの配置について、引き続き予算を計上しております。幼少期からこうした事業を通して、地域の未来を担う子どもたちが、異文化とふれあい、国際社会で活躍する力を育む基盤をしっかりと築くべく、今後も引き続き努力をしてまいります。

その他、英検、漢検、数検などの各種検定料の助成につきましては、来年度も継続してまいります。小中学生・高校生のみならず、全ての町民の皆さまを対象としておりますので、本制度をぜひ積極的にご活用いただき、さらなるスキルアップや自己挑戦の一步を踏み出していただければ幸いです。

次に、3つ目の重点施策、「町民の心と体の健康づくりの支援」を推進するための取組について、ご説明をさせていただきます。

和木町では、町民の皆さまが年齢や障がいの有無に関わらず健やかに暮らせる町の実現を目指し、福祉施策の充実に取り組んでまいりました。令和8年度は、町民の皆さまの健康と福祉を支える方針を示す、「高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」の見直しを行う重要な節目の年となっており、計画の策定や町民の皆さまへのアンケート調査を実施するために必要な経費を計上しております。町民の皆さまのニーズを各計画に反映しつつ、町の将来を見据えた福祉施策の充実を図ってまいりますので、アンケートがお手元に届いた際はご協力をお願いいたします。

次に、令和8年度の新たな取組として、令和8年10月から満65歳以上の軽度・中等度の難聴を抱える方々を対象に、補聴器購入費用の一部を助成する制度を開始します。補助額は上限3万円として、補聴器購入にかかる経済的負担を軽減することで、高齢者のコミュニケーション環境の改善を図ることを目的としています。補聴器は、聞こえの問題を緩和し、会話を通じて暮らしに笑顔や充実感を取り戻す重要なツールであるとともに、健康な心を保つための有力な支援策となります。こう

した観点からも、この制度は町の健康づくり支援策と強く関連するものと考えております。なお、本事業は私の公約である、町長の報酬5%削減を財源として活用することで実現する運びとなりましたことを申し述べさせていただきます。

健康づくり支援の一環として、もう一つの新たな取組みについてご説明をさせていただきます。町民の皆さまが心身ともに健康に過ごせる環境づくりは、和木町の優先課題の一つです。近年の猛暑の常態化を受け、とりわけ夏場のスポーツ環境の整備は急務となっております。

現在、和木町体育センターにおいてはアリーナへの空調設備が未整備という問題を抱えておりますが、利用者の皆さまが運動の合間に快適に過ごせる環境を確保する現実的かつ迅速な対応として、ロビーへの空調機設置を実施いたします。まずは手の届く対策から着実に進めることで、運動の合間に心身を休められる快適な拠点を確保し、これにより、過酷な夏季においても町民の皆さまが安心してスポーツに親しみ、健康維持に取り組める環境を構築してまいります。

次に、心の健康づくり支援について述べさせていただきます。和木町では、和木学園構想事業により生涯学習を推進することで、イキイキと活躍する場を作り、身体だけでなく心の健康、ひいては町民一人ひとりの「ウェルビーイング」の向上につながると考えております。「みんなが生徒、みんなが先生」の合言葉のもと、令和8年度も引き続き、様々な取組を展開してまいります。

一方、既存事業としては、自己負担の無いがん検診や歯周疾患検診、町民の皆さんの健康づくりを応援する健康マイレージ事業に要する経費を引き続き計上し、健康の保持増進、意識の向上を図ってまいります。町民の皆さまにはこれらの事業を是非ともご活用いただき、健康管理の促進や疾病の早期発見につなげ、いつまでも健やかに暮らしていただきたいと願っております。

続いて、4つ目の重点施策、「防災・防犯体制の充実」では、災害や犯罪に強いまちを実現するため、危険箇所の整備や個別

避難計画の策定を推進するとともに、職員・町民の意識向上を通じ、ハード及びソフトの両面から安全・安心な町づくりを進めてまいります。

まず防災対策に関連するソフト事業についてご説明をさせていただきます。来年度は、岩国市・和木町を会場とする山口県総合防災訓練の開催が決定しており、その機会を利用して、町の災害対策本部及び消防団の災害対応能力の向上を図るための訓練を実施いたします。それと並行して、町民の皆さまの防災意識の向上を目的とした防災イベントも企画してまいります。具体的には、AEDや水消火器の使用体験、VR映像によるリアルな災害疑似体験、さらには降雨体験装置による豪雨・暴風の再現など、いざという時に役立つ知識と技術を肌で感じながら習得できるブースを設置するほか、家具の転倒防止器具やガラスの飛散防止フィルム、感震ブレーカーの展示を実施し、地震発生時の住宅の安全性を確保することの重要性について周知したいと考えております。

なお、家具の転倒防止器具等の購入については、本年度に創設した家具転倒防止等補助金を活用することができますので、町民の皆さまの積極的な申請をお待ちしております。

続きまして、防災対策に関連するハード事業についてご説明をさせていただきます。災害発生時における避難所の生活環境改善を目的として、本年度に自動ラップトイレ、トイレテント、および停電時でもこれらを安定して稼働させるためのポータブル電源といった、質の高い避難生活を支える資機材を整備してまいりましたが、令和8年度も、令和7年度からの繰越明許予算として、地域未来交付金を活用し、これらの資機材を追加で整備し、万が一の際にも町民の皆さまが、安心安全のみならず、尊厳が守られた環境で避難生活を送れるよう、万全の備えを構築してまいります。

続いて、地域防災の要である消防団のハード整備について、ご説明をさせていただきます。現在、和木町消防団が保有する消防ポンプ自動車の一部で老朽化が進んでおります。いざという時の確実な出動と、迅速な消火活動を行うため、また、

消防団の現場における安全性・操作性の向上を図るため、車両の更新に係る経費を計上しております。本事業の実施にあたっては、石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源に、令和8年度及び令和9年度に基金への積み立てを行い、令和10年度に消防ポンプ自動車を更新する計画としております。

また、岩国地区消防組合中央消防署東出張所が整備する消防ポンプ自動車の改修に係る和木町負担分につきましても、広域的な消防力の維持・向上のため、あわせて経費を計上しております。

次に防犯対策についてご説明をさせていただきます。近年、広域窃盗事件や、巧妙化する特殊詐欺事案が多発しており、町民の皆さまの不安や防犯意識はかつてないほど高まっております。現在、町では主要な箇所に27台の防犯カメラを設置・運用しておりますが、これに加え、家庭用防犯カメラの設置費補助についても、引き続き予算を確保し、防犯力の強化を後押ししてまいります。

町が設置する防犯カメラと、町民の皆さまが設置する家庭用防犯カメラを適切に組み合わせることで、地域が一体となった防犯体制を構築し、犯罪を寄せ付けない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

以上、和木町第6次総合計画の4つの重点施策に沿ってご説明をさせていただきましたが、この計画では、令和8年度から10年間の和木町の将来ビジョンをお示しして、行政と町民の皆さまが一体となって、「ふるさと和木町」をより良いものに作り上げていきたいと考えております。

それでは、その他の事業についてご説明をさせていただきます。私は町長に就任して以来、こども園、小学校、中学校を訪問し、子どもたちと直接触れ合い、生の声に耳を傾けて意見交換を行ってまいりました。その中で出された子どもたちの純粋な思いを、新年度予算において具体的な形として反映させております。

まず、こども園におきましては、子どもたちが『できた!』という達成感を積み重ね、果敢に挑戦する心を育むための「逆

上がり補助用具」と、無限の形を生み出し、子どもたちの自由な発想と知的な創造性を刺激する「パズル型知育玩具」を追加購入し、園児誰もが触れる機会を提供いたします。小学校におきましては、休み時間に子どもたちが笑顔でふれあいを深めることができる「シーソー」を新たに設置いたします。

一方、中学校におきましては、子どもたちからの直接的な要望ではありませんが、先生方のご意見を参考に、視覚的な理解を深めることで学習効果を高める電子黒板や、家庭科の実技習得をきめ細かく支援する電子ミシンを更新することで、より質の高い学習環境の構築を図ってまいります。

これらは、私自身が子どもたちと直接語り合う中で受け取った、和木町の未来を担う世代からの大切なリクエストを、新年度予算において真摯に具現化したものでございます。

次に、小瀬川を舞台とした体験事業についてご説明をさせていただきます。新年度予算では、故郷の川「小瀬川」を舞台に、子どもたちが自然の豊かさを肌で感じる新たな2つの取組みを展開してまいります。

1つ目は、和木学園構想事業の一環として、小瀬川の穏やかな流れを活用したSUP(サップ)体験事業を実施いたします。水上での活動を通じて、子どもたちの体幹やバランス感覚を養うとともに、郷土の自然への理解と愛着を深める貴重な機会になることを期待しております。

2つ目は、和木町の水産資源を次世代へ引き継ぐ取組みについてです。毎年、漁業協同組合と協力して実施しているキジハタの稚魚放流事業につきましては、沖合への放流だけでなく、河口付近において子どもたちが直接稚魚を放流することで、生命の尊さや資源保護の大切さを学べる放流体験としての実施方法を、現在検討しております。

小瀬川という天然の教室をはじめとする豊かな教育資源を最大限に活用することで、和木町ならではの学びと体験を子どもたちに提供し、彼らの柔軟な発想と想像力で、町の魅力や課題を自ら発見し、未来の和木町を創り上げ、行動していく「ふるさとづくり」の第一歩となることを期待しております。

その他、予算は少額ではありますが、すべての町民の皆さまに寄り添う役場窓口の環境整備についてご説明をさせていただきます。

和木町では現在、聴覚に障がいのある方や、耳が聞こえにくい方々との円滑なコミュニケーションを図るため、音声認識アプリを活用したリアルタイム文字起こしシステムを導入しております。来年度は、この文字起こしシステムに加え、身体的な聞こえを直接サポートする軟骨伝導イヤホンを新たに窓口へ設置いたします。

耳の周辺の軟骨を振動させて音を伝えるこの器具の導入により、補聴器をお使いでない方や、騒がしい場所での聞き取りが困難な方に対しても、より明瞭でストレスのない相談環境を提供し、すべての町民の皆さまが等しく、かつ安心して行政サービスを受けられる役場づくりを推進してまいります。

続きまして、国からの交付金等を活用した基盤整備についてご説明をさせていただきます。

まず、米空母艦載機部隊配備特別交付金につきましては、つつじヶ丘団地入口から蜂ヶ峯総合公園入口付近に至る町道駒ヶ迫鍛冶屋作り線の道路改良工事を実施いたします。あわせて、文化会館の舞台照明設備やコミュニティセンターの高圧受電設備など、公共設備の、公共施設の大規模改修工事を実施し、施設の健全な維持管理に努めてまいります。また、医療費等の助成制度が安定して継続できるよう健やか安心基金への積み増しも行ってまいります。

次に、石油貯蔵施設立地対策等補助金の活用につきましては、大和橋から願掛け地蔵間に至る町道宮ノ下中開線の改良工事を実施いたします。さらに、将来を見据えた計画的な施設整備として、町民庭球場の全面改修に向けた基金への積み立てを継続して行うほか、新たに、消防団の消防ポンプ自動車を計画的に更新するための基金を創設し、着実に積み立てを行ってまいります。

また、令和9年度以降の当該補助金を計画的に活用するため、令和8年度は、関ヶ浜地区の道路改良工事に係る調査設計

業務に要する経費を併せて予算に計上しております。

最後に、公債費につきましては、4億5,027万2千円で、令和7年度と比較して2,047万7千円、4.3%の減額となっており、令和8年度末の一般会計における地方債残高は、37億5,658万3千円となる見込みでございます。

以上、歳出についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

個人町民税は、2億8,847万2千円で、前年度比4.2%の減額となる見込みでございます。一方、法人町民税は5,059万2千円で、1.1%の微増を見込んでおります。

固定資産税については、町内企業の償却資産増に加え、町内での新築家屋の増加による家屋分の増収もあり、前年度比0.5%増の9億9,757万4千円となる見通しでございます。

軽自動車税については、国の税制改正により環境性能割が廃止されることなどを考慮し、減収を見込んで算定しております。これらを含む町税全体では、前年度比0.6%減の13億7,941万3千円となる見込みでございます。

その他の交付金等につきましては、地方譲与税、環境性能割交付金、地方特例交付金の3項目は減額になるものの、地方消費税交付金や利子割交付金など6項目は増額となり、合計では、1,618万3千円の増額になると見込んでおります。

地方交付税につきましては、9億5,000万円、前年度と比較し、1億1,000万、13.1%増額の見込みとしております。この大幅な増額については、昨今の人件費の上昇や物価高騰による歳出増に対し、国においても相応の財源確保が図られるものと判断し、これに見合う額を予算に反映させたものでございます。

国庫支出金につきましては、6億5,501万7千円、対前年度3,485万8千円、5.1%の減額としております。県支出金につきましては、2億4,293万5千円、対前年度58万1千円、0.2%の減額見込みとなっております。

寄附金につきましては、500万1千円の前年同額としており、令和5年10月のふるさと納税のルール改正に伴い、厳しい状況が続いております。

繰入金の内、減債基金から1,484万円を繰り入れることとしておりますが、これは、臨時財政対策債の償還金の財源とするため、令和6年度及び令和7年度の普通交付税を原資に減債基金に積み立てたものを、地方債の償還に充当するため繰り入れることとしております。

また、公共施設等総合管理基金からは、642万6千円の繰入を予定しており、役場庁舎や教育施設など各種公共施設の維持修繕に活用することとしております。

来年度の財政調整基金の繰入金については、前年度比4,575万6千円増の4億9,931万9千円を計上いたしました。本年度を上回る取り崩しが必要な状況にあり、非常に厳しい予算編成を余儀なくされております。なお、令和8年度末の財政調整基金残高は、9億2,634万8千円となる見込みでございます。

最後に、町の借金となります町債の予算総額は7,100万円で、令和7年度と比較して3,530万円の減額としております。

結びにあたり、和木町の財政運営を取り巻く環境について申し上げます。近年の人件費高騰や物価の急上昇に加え、和木町におきましても、児童福祉や高齢者、障がい者福祉といった社会保障関係経費が年々急速に増加の一途を辿っております。

また、時代の変化に伴い多様化・複雑化する行政需要への的確な対応や、ガバメントクラウドへの移行後のシステム運用経費が増大するなど、和木町の予算編成は、かつてないほど極めて厳しい局面を迎えております。

しかしながら、こうした困難な財政状況下にあっても、私は町民の皆さまの安全・安心を守り、和木町の未来を切り拓くための投資を止めてはならないと考えております。そのために、まずは私の公約である「役場の組織改革」を真摯に進めてまいります。前例踏襲を排し、部署の垣根を越えた機動的な組織へ

と再編することで、限られた財源と人員を最大限に活用し、真に機能する行政組織へと生まれ変わらせてまいります。

さらに、町政の重要課題を町民の皆さまと共に考え、解決の糸口を探る「みらい会議」を開催いたします。行政と町民が直接語り合い、英知を結集するこの場を通じて、持続可能な和木町の姿を共に描き出していきたいと考えております。

これら「役場の組織改革」と「みらい会議」は、直接的な予算を伴うものではございませんが、これからの和木町を支える未来を切り拓く鍵である、と確信しております。

困難な時代だからこそ、私は皆さまの先頭に立ち、対話と実行、そして果敢な改革をもって、希望に満ちた和木町の新しい時代を切り拓いてまいる所存でございますので、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さま方におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和8年度施政方針、並びに予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました令和8年度予算案並びに諸議案について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。私の施政方針及び新年度予算案の概要説明といたします。

議 長

日程第16 教育行政施政方針を議題とします。
施政方針の説明を求めます。
重岡教育長。

重岡教育長

議会の初日に当たり、令和8年度の教育行政の主な概要についてご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

議員の皆様がご承知のとおり、「和木町第5次総合計画」の基本構想における後期基本計画が、この3月末で満5年の区切りとなります。「和木町第6次総合計画」が策定後の4月からは、そこに掲げてある重点施策や基本目標に示された内容等に取り組むこととなります。「和木町教育振興基本計画」も、こ

れまでは町の「総合計画」の構想や計画を基にして策定しておりましたが、次期学習指導要領の改訂内容を意識して策定したいと考え、現行の教育振興基本計画を1年延長することにいたしました。

昨年9月25日に文部科学省の中央教育審議会が「論点整理」をまとめました。「論点整理」とは、教育課題や教育政策について議論を重ね、今後さらに議論すべき点としてまとめられたものです。そこには、「分かりやすく、使いやすい学習指導要領」の実現をめざし、多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の導入や情報活用能力の向上、教師の負担軽減などが主なポイントとして挙げられています。

中教審は、次期学習指導要領をどのようなものにするかを検討しており、ここで示された方向にそって、園や小中学校、高等学校の新しい学習指導要領が策定されていきます。これは、今後の日本の学校教育を決定づけるとても重要なものということになります。

昨年12月16日には、改訂に関するスケジュールも示されましたので、議員の皆様にもお知りおきいただきたく、プリントをお配りさせていただきました。

令和9年度から、園や小中学校では改訂内容の周知や移行を始めることとなります。全面実施は、こども園は令和10年度から、小学校は12年度から、中学校は13年度からとなります。最終的な答申(まとめでございますが)は、令和8年度中には文部科学省告示として公表されますので、「学習指導要領の改訂内容」と「和木町第6次総合計画」を意識した「第4次和木町教育振興基本計画」を策定したいと考えております。

和木町教育委員会では、時代が求める教育施策に敏感に反応しながら、長期的視点に立って教育行政を総合的、計画的に推進したいと考えましたので、ご理解いただければ幸いです。

しかしながら、ただ指をくわえて答申が出るのを待つことは許されません。令和8年度の和木町教育方針は、現行の教育振興基本計画を1年延長いたしますので、和木町教育の全体構想や教育目標はこれまでと同じになりますが、先ほどからご紹介

しております「論点整理」の冒頭には「目指すべき3つの方向性」が示されており、今後の学校教育に大きく関わってきますので、逸早く研究を進めておきたいと考えております。

議員の皆様とも共有しておきたいと思っておりますのでご紹介いたします。

「目指すべき3つの方向性」の1つ目は、「主体的・対話的で深い学びの実装」です。

現行の学習指導要領においても目指している「主体的・対話的で深い学び」を、よりいっそう確実なものに「実装」していくということでございます。

2つ目は、「多様性の包摂」です。

多様な個性や特性、背景を有する子供たち一人ひとりが、「主体的・対話的で深い学び」を獲得していけるような仕組み・体制を整えていく、ということです。

そして、3つ目は、「実現可能性の確保」です。

これは、1つ目の「主体的・対話的で深い学びの実装」と、2つ目の「多様性の包摂」が、ただのスローガンにならないように、教育課程の内容だけでなく、教育環境、子供たちや教員のおかれた状況、学校の体制などを含めて見直し、改革していくことで、実現可能性を確保するということです。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むための改善が必要となります。社会全体の構造変化が顕著であり、予測困難な時代と呼ばれている今だからこそ、「自らの人生を舵取りできる力」が不可欠であり、さらにはデジタル時代に主体的に社会参画する「民主的な社会の創り手」を育成することも喫緊の課題となっております。

そのために、一人ひとりの「好き」を育み、「得意」を伸ばしながら学び全体への動機づけを図ること、また、当事者意識を持って、自分の意見を形成し、多様な他者との対話や合意を図ることを同時に進める必要がある、との認識が記されております。また、「過度な負担・負担感が生じにくい在り方を追求

することや、教師と子供の双方に『余白』を創出し、豊かな教育活動に繋げることが必要」とされております。「授業時数の適正化(授業時数を少なくしましょうということになります)や「授業時数と平準化(週当たりのコマ数を減らしましょうということ)」「厚い教科書をすべて教えるからの脱却」「構造化・表形式化・デジタル化を通じた余白の創出」「高校入学者選抜の在り方の改善」なども検討・見直していくことで、子供たちと教師双方の負担軽減を図る、とされております。論点整理は100ページ以上にわたる膨大なもので、今回取り上げたのは、ほんの一部にすぎません。今後の改革の方向性を踏まえて「和木町教育振興基本計画」の策定を進めてまいります。

それでは、来年度の主要な施策・事業等についてご説明したいと思います。

7点に絞ってお話いたします。

数点は、町長の施政方針の内容と重なることをお含みおきいただきたいと思います。

1点目は、教育DXの推進です。

本年1月1日付けで、「和木町未来共創アドバイザー」に、内閣府クールジャパン地域プロデューサーの陳内裕樹先生と大阪教育大学及び愛知教育大学の客員教授の小出泰久先生のお二人にご就任いただきました。

特に、小出泰久先生からは、教育分野での課題や学校等が導入しているICT機器の効果的な活用方法についてご支援やご助言をいただき、教育現場のデジタルトランスフォーメーションの推進を図りたいと考えております。

2点目は、山口県教育委員会から「児童生徒、教職員、保護者、地域住民、関係機関等と連携した『大規模災害時を想定した対応訓練』」の実施指定を受け、災害発生時の教職員の役割分担や初動体制の明確化、保護者・地域の関係機関等との連携体制の整備等組織活動を意識した研究に、中学校を中心に組みたいと考えております。

3点目は、これまでの語学研修や英語関係の検定の受検については、引き続き計画したいと考えております。

国際化・グローバル化する社会を生きていく子供たちには、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることが求められております。子供たちが英語に触れ、積極的にコミュニケーションを図ることができる機会として、ニュージーランドへの海外語学研修や国内で開催されるイングリッシュキャンプを企画してまいります。

また、英語関係の検定だけでなく、漢字検定や数学検定につきましても、検定料の助成を行いますので、目標を持って取り組み、学力向上にもつながることを期待しております。これまで同様に、子供たちと一緒に、たくさんの大人もチャレンジしていただきたいと願っております。

4点目は、こども園において、山口県国公立幼稚園・こども園連盟の指定を受け、7月に公開保育の研究大会を開催いたします。幼稚園教育要領や認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等の改訂を見据え、幼児教育に関する内容や、園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、こどもまんなかの幼児教育の振興・充実を図ることができるものと期待しております。

5点目は、特別支援教育の推進と、いじめの防止、不登校対応の充実です。

特別支援教育の推進につきましては、早期からの対応も求められるようになっております。関係機関や関係部署と連携を図りながら、個に応じた適切な援助や支援の充実に努めてまいります。

いじめの防止や不登校の対応については、昨年の議会においても一般質問等をいただきました。これまで以上に、いじめや不登校の未然防止・対応に力を入れてまいります。

学校だけの取組には限界がありますので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や関係機関と連携し、更なる支援の充実を図ってまいります。

6点目は、姉妹都市恵庭市との教育親善使節団の交流についてです。来年度は、本町の教育親善使節団を恵庭市へ派遣いたします。恵庭市の児童生徒との体験的な研修交流ができるもの

と期待しております。

最後の7点目は、教育関連施設等の工事についてです。

学校給食センターの整備は、計画に基づいて準備を進めているところでございます。12年度の供用開始までは現施設を使用することになりますので。設備の点検等を行いながら、安全・安心な学校給食を安定的に提供できるよう努めてまいります。

旧保育所の解体工事は先月上旬に計画通りに完了いたしました。来年度も、修繕工事等を行わなければならない施設や設備がございます。安心・安全、快適で、末永く活用していただけるよう整備してまいります。工事期間中は、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

その他、社会教育や人権教育、健康安全教育等につきましても、どれも生涯学習社会構築の基盤となる必要不可欠な内容です。引き続き、きめ細やかな取組が行えるよう充実と推進を図ります。

以上、園小中の次期学習指導要領改訂に関わる内容と、令和8年度の主要な施策・事業等を中心に、教育行政の考え方や主な取組内容について述べさせていただきました。

教育委員会としては、教育をめぐる諸課題を克服し、我が町が持続可能な発展を遂げることができるよう、「町ぐるみ『和木学園』」の構想を中心に据え、和木町らしい、和木町ならではの特色ある教育の振興・推進に全力で取り組んでまいります。

終わりになりましたが、和木町におきましては教育環境の整備充実、教育内容充実に向けての予算計上等、教育に力を注いでいただき、感謝しております。今後も、「教育環境の充実したすみよい町づくりと人づくり」に努め、「町の幸福度」を高めたいと考えておりますので、皆様方のご理解・ご協力をお願い申し上げます。教育行政施政方針といたします。

貴重な時間、ありがとうございました。

議

長

坂本町長、重岡教育長お疲れさまでした。

議 長 日程第 17 議案第 11 号 令和 8 年度和木町一般会計予算
日程第 18 議案第 12 号 令和 8 年度和木町国民健康
保険特別会計予算
日程第 19 議案第 13 号 令和 8 年度和木町介護保険特
別会計予算
日程第 20 議案第 14 号 令和 8 年度和木町後期高齢者
医療特別会計予算
日程第 21 議案第 15 号 令和 8 年度和木町簡易水道事
業会計予算
日程第 22 議案第 16 号 令和 8 年度和木町公共下水道
事業会計予算

議 長 以上 6 議案を町長施政方針及び教育行政施政方針を議案説
明にかえ、議事進行上、一括して議題とします。

議 長 直ちに質疑に入ります。

議 長 町長施政方針及び教育行政施政方針並びに議案第 11 号か
ら議案第 16 号までの 6 議案について、質疑があれば許しま
す。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

議 長 おはかりします。

議案第 11 号から議案第 16 号までの 6 議案については、
議長を除く 9 人の委員をもって構成する予算特別委員会を
設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、議案第11号から議案第16号までの6議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

議 長 ここで暫時休憩をいたします。
協議したいことがありますので、全員協議会室にお集まりください。

休 憩 12時 12分

再 開 12時 15分

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議 長 休憩中に行われました委員会において、委員長に嘉屋富公議員、副委員長に明本光弘議員が選任されましたのでご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、今会期中に審議を終了し、終了していただき、最終日までにその結果を議長に報告していただきますようお願いいたします

議 長 日程第23 議案第17号 和木町第6次総合計画基本構想の策定について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

松井企画総務課長。

松井企画
総務課長

議案第17号 第6次和木町総合計画基本構想の策定について、ご説明申し上げます。

第6次総合計画でございますが、和木町総合計画策定条例第3条第1項に定められておりますとおり、町の最上位の計画として位置づけられ、総合的見地から査定されることとなっております。

本議案は、条例第4条の規定に基づき、総合計画基本構想を策定することについて町議会の議決を求めるものでございます。

本議案の提案に至る経緯についてですが、条例第3条第3項におきまして、町民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で策定されなければならない、と定められておりますことから、まちづくりの各方面で、積極的にご尽力をいただいている方々を選出し、委員13名からなる総合計画策定委員会を設置し、令和6年10月から令和8年2月までの間、計5回の会議を開催いたしました。委員の皆さまには、大変に熱心なご協議、また、数多くの貴重なご意見をいただき、深く感謝をしているところでございます。

また、令和6年11月には、町内18歳以上の方1,500人を対象としたアンケート調査を実施しております。回収率は40%でございました。回収結果は、総合計画の基礎資料とさせていただきます。これに合わせて、和木中学校生徒全員を対象とするアンケートも実施しております。

総合計画は、基本構想、基本計画および実施計画で構成され、それぞれの計画期間は、基本構想が令和8年度を初年度とし、令和17年度を目標年度とする10カ年計画、基本計画は5カ年計画、実施計画は毎年見直しを行うローリング計画としております。

基本構想第1章におきまして和木町の地域特性・概況を、第2章におきましてアンケート調査から得られた、まちづくりの

課題・従来施策の課題を掲げております。

第3章におきましては、和木町が目指す将来都市像「緑の風薫る文化のまち和木町」と、本計画期間で目指す目標「あいさつと笑顔あふれるまち」を引き続き継承することとし、この将来都市像を実現するため、町民憲章の理念に基づきまして、「協働のまちづくり」、「ふれあいあふれるまちづくり」、「にぎわいのあるまちづくり」、「健やかに暮らせるまちづくり」、「安全・安心で快適なまちづくり」、「教育・文化のまちづくり」、この6つの柱を基本目標に定めております。

また、第4章では各目標指標を設定し、人口指標といたしましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに策定する人口ビジョンに準じ、令和17年の人口目標を5,450人、令和42年の人口目標を4,700人と定めたところでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。
嘉屋富公議員

嘉屋議員 山口県東部、一番端にある和木町なんですけど、そこに県の方も重要視してます観光問題、観光の方ですね、まあ第一に蜂ヶ峯総合公園があげられると思うんですけど、今から今後でもですね、リニューアルとかですね、集客、これはだんだん毎年落ちてます。その辺をよく考えて、例えば今はまあ流行りである、多少のお金は掛かってもいいから、こういった設備をして欲しいとかいろいろあると思うんですけど、その辺はどう考えていますか。

議長 松井課長。

松井企画総務課長 お答えいたします。この基本構想の中では、大きな目標として掲げるものでございますので、具体的なことはありません

が、議員おっしゃるとおり蜂ヶ峯総合公園の来場者数、最近ではちょっと減少気味ということでございます。今後につきましてはこの基本構想の下の計画、それから個別計画、そういったところですね、その観光客をどのように誘致したらいいのか、それから公園施設をどのように整備していったらいいのか、そういったところをですね、またこの総合計画の方向性に基づいて策定をしていきたい、というふうに考えております。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第24 陳情第1号 町政運営における町長の発言に関する陳情
これを議題とします。

議 長 本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおり議会運営委員会に付託しましたので報告いたします。

なお、委員長におかれましては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までに、その結果を議長に報告していただきますようお願いいたします。

議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議

長

異議なしと認めます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 12時 23分

